

しみずマイホーム奨励金交付制度



町内に住宅を新築・購入する方及び住宅を改修する方を対象に、奨励金を交付しています。

子育て世帯の対象年齢が 15 歳以下から 18 歳以下 に変更になりました。

奨励金額一覧

事業名	項目	子育て世帯		一般世帯（単身可）	
		現金	商品券	現金	商品券
1.住宅取得事業	新築（町内施工）、 新築住宅購入	80万円	20万円	60万円	20万円
	新築（町外施工）	40万円	10万円	30万円	10万円
	中古住宅購入	40万円	10万円	30万円	10万円
2.住宅リフォーム事業	住宅リフォーム	-	20万円	-	15万円
		対象工事費用の 10%とし、限度額 を20万円		対象工事費用の 10%とし、限度額を 15万円	

※商品券は、清水町ハーモニー商店街が発行する商品券で交付します。

住宅リフォームが統合されました。

対象住宅

●建設する場合

【新築】 自己で新しく住宅を建設し、取得価格が 500 万円以上のもの。

●購入する場合

【新築住宅】

完成から 1 年以内の上記の新築の住宅で、いまだ人が居住したことの無いもの。

【中古住宅】

中古住宅と同時に敷地も取得し、その取得価格が 250 万円以上のもの。（2 親等内の親族から購入する住宅は除く。）

※町内に自らが居住する住宅を取得し、取得後 5 年以上継続して居住する意志があることを確認します。別荘等の一時的に使用する住宅及び賃貸住宅は対象外です。

●住宅リフォームの場合

住宅機能の維持若しくは向上又は居住環境の向上のために行う修繕、模様替え等の工事

● 申請手順

奨励金交付申請

住宅取得 : 工事請負契約後又は売買契約後に申請
住宅リフォーム : 工事施工前に申請

奨励金交付決定

申請書を審査の上、決定通知書により通知します。

完了報告

住宅取得後又は住宅リフォーム工事終了後、速やかに完了報告書を提出。

奨励金交付

完了報告書を審査の上、確定、奨励金を交付します。

● 申請に必要な書類

● 奨励金交付申請書時に必要な書類

○ 住宅取得事業

- ・ 町税の滞納がないことを証する書類（町内在住者で個人情報調査及び確認の承諾をした場合不要）※ 町外居住者の場合は市町村税の滞納がないことを証する書類が必要
- ・ 工事請負契約書の写し（住宅を新築する場合）
- ・ 売買契約書の写し（新築住宅及び中古住宅を購入する場合）
- ・ 併用住宅の場合、建物及び住宅部分の面積が確認できる平面図
- ・ 母子健康手帳を所有する妊婦がいる世帯は、母子健康手帳の写し（子育て世帯の場合）
- ・ その他町長が必要と認める書類

○ 住宅リフォーム事業

- ・ 土地の登記事項証明書の写し若しくは課税台帳の写し等所有者が明らかとなる書類（個人情報調査及び確認の承諾をした場合不要）
- ・ 町税の滞納がないことを証する書類（個人情報調査及び確認の承諾をした場合不要）
- ・ 工事見積書の写し
- ・ 写真（施工前の状況を撮影したもの）
- ・ 母子健康手帳を所有する妊婦がいる世帯は、母子健康手帳の写し（子育て世帯の場合）
- ・ その他町長が必要と認める書類

● 完了報告時に必要な書類

○住宅取得事業

- ・世帯全員が記載されている住民票（個人情報調査及び確認の承諾をした場合不要）
- ・所有権が確認できる建物の登記事項証明書の写し
- ・住宅取得に係る領収書類
- ・定住誓約書（様式第8号）
- ・振込口座を確認できるもの（通帳の写し等）

○住宅リフォーム事業

- ・写真（交付事業の施工中及び施工後の状況を撮影したもの）
- ・施工業者に支払った住宅リフォームに係る代金の請求書の写し及び領収書の写し又は金融機関の振込書写し

● 奨励金交付の対象期限

令和7年3月31日まで。

● 申込み・問い合わせ先

清水町役場商工観光課移住定住促進係
〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地
TEL：0156-62-1156

